

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）（抄）

（設置）

第六条 こども家庭庁に、こども家庭審議会を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところによりこども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（こども家庭審議会）

第七条 こども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。
- 三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次に掲げる重要事項を調査審議すること。
 - イ 子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項
 - ロ こども、子どものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項
 - ハ こども及び妊産婦その他母性の保険の向上に関する重要事項
 - ニ こどもの権利利益の擁護に関する重要事項
- 四 前号イに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に、同号ロからニまでに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。
- 五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - イ 児童福祉法
 - ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
 - ハ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）
 - ニ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
 - ホ 子ども・子育て支援法
 - ヘ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律
- 2 こども家庭審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、こども家庭審議会の組織及び委員その他の職員その他こども家庭審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

こども家庭審議会令（令和四年政令第百二十七号）

内閣は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 こども家庭審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 名称 | 所掌事務 |
|-----------|---------------------------|
| 子ども・子育て支援 | 一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五 |

| | |
|-----------|---|
| 等分科会 | 号) の施行に関する重要事項を調査審議すること。 二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）及び子ども・子育て支援法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 児童福祉文化分科会 | 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 成育医療等分科会 | 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(部会)

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(議事)

- 第七条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、こども家庭庁長官官房参事官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、当該各号に定める課又は参事官において処理する。

- 一 子ども・子育て支援等分科会 こども家庭庁成育局総務課
- 二 児童福祉文化分科会 こども家庭庁成育局参事官
- 三 成育医療等分科会 こども家庭庁成育局母子保健課

(審議会の運営)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

こども家庭審議会運営規則

令和5年4月21日
こども家庭審議会決定

こども家庭審議会令（令和4年政令第127号）第10条の規定に基づき、この規則を制定する。

（会議の招集）

- 第1条 こども家庭審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。
2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。
3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（諮問の付議）

- 第2条 会長は、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

（会議の公開等）

- 第3条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

- 第4条 審議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（委員会の設置）

- 第5条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科

会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

(準用規定)

第6条 第1条、第3条及び第4条までの規定は、分科会及び部会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは、それぞれ、「分科会」「部会」と、「会長」とあるのは、それぞれ、「分科会長」「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。